

重要事項説明書

(福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与)

ご利用者（以下「甲」）に対する福祉用具貸与サービスの開始にあたり、奈良市条例に基づいて当事業者（以下「乙」）が説明すべき内容は次の通りです。

1 指定福祉用具貸与サービスを提供する事業者について

事業者名称	いわしや森川医療器株式会社
代表者氏名	森川 岳男
本社所在地	奈良市四条大路2丁目2-27（電話）0742-33-7180

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	いわしや森川医療器株式会社
介護保険指定事業所番号	2970100521
事業所所在地 連絡先	奈良市四条大路2丁目2-27（電話）0742-33-7180
事業所の通常の事業の実施地域	奈良県全域・枚方市・四条畷市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	指定介護予防福祉用具貸与事業及び指定福祉用具貸与事業の適正な運営を確保し事業所の相談員が利用者に対し在宅生活において適切な福祉用具貸与サービスの供給することを目的とする。
運営の方針	在宅生活において可能な限りその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、心身状況及び環境をふまえた適切な福祉用具を計画的に供給する事で生活機能の改善を図る。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業時間	月～金 8:45～17:30
定休日	毎週土・日曜日・祝日・12/29～1/3

(4) 事業所の職員体制

管理者	1名	常勤
福祉用具専門相談員	2名	常勤
事務員	1名	常勤

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成します。

(2) 指定福祉用具貸与種目（具体的な取扱商品はカタログをご覧ください）

- 1.車いす 2.車いす付属品 3.特殊寝台 4.特殊寝台付属品 5.床ずれ防止用具
6.体位変換器 7.手すり（工事を伴わないもの）8.スロープ（工事を伴わないもの）
9.歩行器 10.歩行補助杖 11.認知症老人徘徊感知機器
12.移動用リフト（つり具の部分を除く）13.自動排泄処理装置（交換可能部品を除く）

※車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器、体位変換器、移動用リフトについては要支援1、2、要介護1の方は原則として保険給付の対象外となります。また自動排泄処理装置については原則要介護4、5の方のみ対象です。（尿のみ吸引するものは要支援1からでも貸与可能です）ただし、一定の条件に該当する方は例外的に利用が認められます。

(3) 指定福祉用具貸与の取扱種目、品名及び利用料及び月額利用者負担額（介護保険を適用する場合）については別添のカタログでご確認ください。

※介護保険負担割合証の割合に応じた額を個人負担としてご請求いたします。

弊社職員が確認させていただきますので、介護保険証と共にご提示ください。

4 サービス利用料金及び支払方法

- (1) 契約者は事業者に対し所定の料金体系に基づいて計算されたサービス利用料を支払うものとします。
- (2) 本契約に基づく福祉用具レンタルサービスの利用については、法定代理受領の適用がある場合には 契約者はサービス利用料金から保険給付額を差し引いた差額分をサービス利用料金として支払うものとします。
- (3) サービス利用料金は、1ヵ月ごとに計算し契約者は事業者が指定する方法で支払うものとします。
- (4) 支払期日において本条第1項及び2項に定めるサービス利用料金の支払いがなされなかった場合に事業者は契約者に対して支払期日の翌日から支払完了の日までの日数に応じて年率 3%の割合で計算した遅延利息を併せて請求できるものとします。
- (5) 契約者に対して申し込みのレンタル料を次のとおりとします。

レンタル開始日がその月の 15 日以前の場合・・・月額レンタル料全額

レンタル開始日がその月の 16 日以降の場合・・・月額レンタル料 1/2 相当額

レンタル終了日がその月の 15 日以前の場合・・・月額レンタル料 1/2 相当額

レンタル終了日がその月の 16 日以降の場合・・・月額レンタル料全額

レンタル開始日と終了日が同月内で行われた場合・・・月額レンタル料全額

5 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合であっても、運営規程の定めに基づき、交通費の実費を請求しません。
② 特別搬出入費	福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合(階段やエレベーターによることが困難でクレーンを使用するなど)は、運営規程の定めに基づき、その措置に要する実費費用を請求します。 なお、通常の搬出入の場合は、費用請求はしません。

6 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求します。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 17 日以降に利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア 行われたサービス提供と請求書の内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 (ア)契約開始月：事業者指定口座への振り込み (イ)2ヶ月目以降：利用者指定口座からの自動振替 ※原則、契約者の指定する金融機関から毎月指定日に自動引落となります。困難な場合は別途相談とする。

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7 その他 事業所運営の注意規定

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

8 人権擁護・虐待防止について

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

事業者は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援する為に、ご利用者様等の人権の擁護・虐待の防止の為、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待防止の為に啓発活動及び虐待をうけた高齢者の保護の為に施策に協力し、従業員の研修・知識の向上、権利擁護に取り組める体制を整え、ご家族等の養護者による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は速やかに市町村に通報します。

虐待防止に関する責任者	管理者 森川 岳男
-------------	-----------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。

- (3) 苦情解決体制を整備しています。

- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

9 暴力団の排除

- (1) 営法人の役員・及び管理者やその他の従業員は暴力団員ではなく、加えて暴力団の支配や指示を受けてはならないものとしています。

10 災害発生時に他の社会福祉施設との連携・協力を行い事業が継続できるよう努めます。

1.1 身体的拘束等の原則禁止

- (1) サービス提供にあたり、利用者様又は他の利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行いません。
- (2) やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

1.2 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的（年1回以上）に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

1.3 ハラスメント対策

- (1) 事業所は職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) ご利用者及びその家族等が事業所の職員に対して行う、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメント等の行為については、事実確認後の改善を求め、それでも解消されない場合は契約を解除する場合があります。

1.4 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定福祉用具貸与の提供に当り、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1.5 秘密の保持と個人情報の保護について

- (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ①事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ②事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

- (2) 個人情報の保護については、別紙添付にてご説明致します。

1.6 事故・故障発生時の対応方法について

万が一事故・故障等の緊急事態が発生いたしましたら甲は乙までご連絡ください。

(0742-33-7180)又は介護（介護予防）支援事業所にご連絡していただき、乙に連絡していただけるようご指示ください。

乙は速やかに甲もしくは連絡先・市町村、ご利用者のご家族様・居宅介護支援事業所に連絡をとり、必要な措置を講じます。

事故、故障等の結果、乙の責による損害が発生した場合、乙は損害賠償を行います。

加入損害賠償責任保険	損保ジャパン	保険種類	事業活動総合保険
------------	--------	------	----------

1.7 商品取扱説明書同意書

レンタル商品・購入商品の取扱説明書を受け取り、以下の説明を受けました。

☒利用者の居宅への福祉用具の搬入時に、利用者に対して、取扱説明書の交付を受けました。

☒福祉用具の貸与時に、実際に福祉用具を利用しながら福祉用具の使用方法的説明を受けました。

☒福祉用具の保守及び事故防止対策について説明を受けました。

なお、もしこの説明以外の使用をした場合は、自己責任で賠償し、レンタル商品に関しては、その破損箇所を指定事業所と話し合い、自己責任と見られる場合は損害賠償を指定事業所に支払うことに同意します。

身体的変化に伴う解約・休止・調整につきましては、必ず指定事業所まで連絡します。

1 8 介護保険におけるレンタル商品についての注意事項

- ①病院への入院・老人施設等への入所・転居など状況に変更のある場合は速やかにご連絡ください。
- ②商品の故障・破損が発生した場合は速やかにご連絡ください。
- ③お客様の故意または過失により、商品が破損・消失した場合には修理費用もしくは弁償相当額の請求をさせていただきます。
- ④商品の改造・加工を行うことはできません。
- ⑤お客様へのお見積り商品は別紙をご確認ください。

※法廷代理受領サービスであるときは、その1割または2割もしくは3割とする。

1 9 サービス提供に関する相談、苦情について

(1)苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定福祉用具貸与に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ ご相談・お問い合わせなどどのような内容でもお気軽にご連絡ください。
弊社に連絡いただけましたら管理者に連絡後、折り返しご連絡いたします。

(2)苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 いわしや森川医療器株式会社	所 在 地 奈良市四条大路2丁目2-27 電話番号 0742-33-7180
【市町村（保険者）の窓口】 奈良市 介護福祉課	所 在 地 奈良市二条大路南1-1-1 電話番号 0742-34-4593
【公的団体の窓口】 奈良県国民健康保険団体連合会	所 在 地 橿原市大久保町302-1 電話番号 0120-21-6899

2 0 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

(乙) 当時業者は甲に対する福祉用具サービス提供開始にあたり甲に対して重要事項説明書に基づいて説明を行いました。

事業者	所 在 地	奈良市四条大路2丁目2-27
	法 人 名	いわしや森川医療器株式会社
	代 表 者 名	森川 岳男
	事 業 所 名	いわしや森川医療器株式会社
	説 明 者 氏 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

年 月 日

ご利用者名 _____

住所 _____

自署署名 _____

代理人署名 () _____